

安全保障理事会決議 2046 (2012)

2012年5月2日、安全保障理事会第6764回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンの状況に関する安保理の従前の諸決議と諸声明、とりわけ決議 1990 (2011)、2024 (2011) および 2032 (2011) 並びに 2012年3月6日と 2012年4月12日の安保理議長声明を想起し、また包括的和平合意からの全ての未解決の問題の完全且つ緊急の進展に安保理が加えた優先権を更に想起し、

スーダンおよび南スーダンの主権、独立、統一および領土保全並びに国際連合憲章の目的および原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

アフリカ連合平和安全保障理事会の第319回会合における同理事会の2012年4月24日の決定の第7項に留意し、また国の国境線は、力によって変更されてはならないことおよびあらゆる領土紛争は平和的手段でのみ解決されるものとするをくり返し表明し、

国際紛争の平和的解決、善隣関係、不干渉および地域協力の諸原則の重要性を想起し、

スーダンおよび南スーダンが、平和に、安全にそして安定して隣り合って暮らす2つの経済的に繁栄する国となることを見守ることに深く掛かり合い、また長期の安定と経済発展に資する相互信頼、信任および環境を構築することの重要性を強調し、

部隊の移動、ヘグリグの占領と占拠、代用軍への支援およびスーダン軍の空爆を含む、スーダンと南スーダンとの間のくり返された国境を越えた暴力事件を非難し、

スーダン若しくは南スーダンのいずれかの政府の武力による打倒を目的としたあらゆる武装集団の行為を非難し、

スーダンと南スーダンとの間の戦いにより生じた人道的状況およびスーダンの南コルドファン州と青ナイル州において継続する戦いに深い懸念を表明し、

国際人道法および人権法に違反して文民に対して行われる全ての暴力行為を強く非難し、

南スーダン軍のヘグリグからの撤退を歓迎し、また南スーダンに対するスーダン軍の空爆の即時停止を求め、

影響を受ける地区における非戦闘員の人権の侵害、経済的・社会的資本、とりわけ石油施設に対する損害そして相互に悪魔呼ばわりし、外国人嫌いの攻撃を含む、過激派による敵対的行為の脅威をもたらすこ

ととなる、全ての扇動的演説を強く非難し、

ヘグリグ内および周辺の、石油設備および他の主要な社会資本を含む、損失並びに経済的および人道的損害を評価する公平な事実調査の取組を求め、

2012年4月8日に生じた移行期間の終了に続いて、相手方領域内に居住する両国国民の運命に深い懸念を表明し、

安全非武装国境地帯（SDBZ）を創設する国境の安全保障と合同政治安全保障メカニズムに関するスーダン政府と南スーダン政府との間の2011年6月29日協定の第2項の約束に留意しつつ、同協定とSDBZに一致する責任の分野での合同国境検証監視メカニズム（JBVMM）と合同政治安全保障メカニズム（JPSM）の設立にみがきをかけたスーダン政府と南スーダン政府の国境監視支援ミッションに関する2011年6月30日協定を想起し、

国境の非武装化の過程を始めるスーダンと南スーダンの緊急の必要性を認識し、

2011年6月20日のスーダンおよび南スーダンの協定並びに決議1990（2011）に従ったスーダンと南スーダン治安軍をアビエイ地区から再展開することに失敗したことを憂慮し、

南コルドファン州と青ナイル州における紛争の軍事的解決はありえないことを確信し、また統一における多様性の尊重に基づく、政治的且つ交渉による解決の緊急の必要性を強調し、

武力紛争における文民の保護に関する安保理の従前の諸決議1674（2006）および1894（2009）、子どもと武力紛争に関する1612（2006）、1882（2009）そして1998（2011）人道要員と国際連合要員の保護に関する1502（2003）並びに女性、平和および安全に関する1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）そして1960（2010）を再確認し、

特に、2005年1月の包括的和平合意（CPA）の結論、その履行、とりわけ、南スーダンの自決に関する住民投票の実施および分離後の関係に関する交渉を通じた、紛争の遺物並びにスーダンにおける恨みに対処するスーダンと南スーダンを支援するアフリカ連合の継続的取組を歓迎し、

AUハイレベル履行パネル議長タボ・ムベキ大統領、アブダルサラム・アブバカル前大統領、ピエール・ブヨヤ前大統領を含む同パネル、開発に関する政府間機構議長メレス・ゼナウィエチオピア首相、スーダンおよび南スーダン事務総長特使ハイレ・メンケリオス並びにテスファイ・タデサ中将の指導力の下での国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）の取組を賞賛し、

現在の緊張を和らげ、分離後の関係に関する交渉の再開およびとりわけスーダン共和国および南スーダン共和国間の状況に関するアフリカ連合平和安全保障理事会の第319回会合における2012年4月24日の決定ではっきりさせられた行程表を含む、両国の関係の正常化を促進するため、その決定に対する安保理の十分な支持を表明し、

スーダンと南スーダンの国境に沿って広がっている事態が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章にしたがって行動して、

1. スーダンおよび南スーダンは、即時効果で次の行動をとるものとする。但し、以下にその他のことが特定された場合を除く。

(i) 当事者が戦闘行為の停止に関する彼らの約束を、この決議の採択から48時間以内に、アフリカ連合委員会の委員長と安全保障理事会の議長に公式に伝えることで、空爆を含む、あらゆる戦闘行為を直ちに停止する。

(ii) 2011年7月30日の国境監視支援団に関する協定を含む、従前に採択された協定に従って、国境の自国側までその軍隊の全てを無条件で撤退させる。

(iii) 2011年11月にAUHIPにより当事者に示された行政安全地図、この地図は紛争地区と国境画定に関する現行の交渉を害するものではないことが了解されている、に従って、この決議の採択から1週間以内に、必要な国境安全メカニズム、すなわち合同国境検証監視メカニズム(JBVMM)および安全非武装国境地帯(SDBZ)を作動させる。

(iv) 相手国に対する叛徒集団の蔵匿若しくは支援を止める。

(v) 一方当事者から他方当事者に対する苦情や申立を受理しまた捜査するため、合同政治安全保障メカニズムの下での特別委員会を作動させる。

(vi) 両政府が、2012年3月に署名された相手国国民および関連事項の地位に関する枠組協定に一致した、国際的原則に沿った互いの国民の保護について十分な責任を負うことで、メディアでの敵意のある宣伝と扇動的な演説、並びに相手国国民に属する財産、宗教的象徴と文化的象徴に対する攻撃を直ちに停止する。

(vii) アビエイ地区の暫定治安行政協定に関する2011年6月20日の協定の未決定の側面、とりわけアビエイ地区の外への全てのスーダン軍および南スーダン軍の再配置を、本決議の採択から2週間以内に、履行する。

2. スーダンおよび南スーダンが、AUHIPの主権で且つIGADの委員長の支援を得て、関連する国際的協力者と協議してAUHIPが設定した時に、但し、本決議の採択の時から2週間以内に、以下の重要な問題について合意に達するために、無条件で交渉を再開するものとすることを決定する。

(i) 石油および関連する支払に関する取極

(ii) 2012年3月に署名された相手国国民および関連事項の地位に関する枠組協定に一致した相手国に居住する自国民の地位

(iii) 係争中の国境地区の地位および国境画定の解決

(iv) アビエイ地区の最終的地位

3. スーダン政府とSPLM-北が、NCPとSPLM-北との間の政治的協力関係および青ナイル州と南コルドファン州の政治治安協定に関する2011年6月28日の枠組協定を基礎に、交渉による解決に到達するため、AUHIPとIGADの長への十分な協力を拡大するものとすることを決定する。

4. スーダンおよび SPLM-北に対し、適用可能な国際人道法を含む適用可能な国際法、および緊急人道援助の指導原則に従って、国際連合およびほかの人道支援要員が紛争の影響を受ける一般市民を支援するその任務を効率的に遂行することを許すために、彼らへの安全な、支障のないまた即時のアクセスと供給品や装備を提供することを確保しつつ、二つの地区において影響を受ける住民に対する人道的アクセスを許可するために、アフリカ連合、国際連合およびアラブ連盟により提出された三者提案を受諾することを強く促す。

5. 上記第2項に言及された交渉が、この決議の採択から3か月以内に完了するものとすることを決定し、また、その交渉が割り当てられた3か月の枠内に問題の全て又はいずれかについて合意に達しなかった場合には、事務総長に対し、AUHIP、IGAD の長および AU 委員会の委員長と協議して、全ての未解決の問題に関する詳細な提案を含む、交渉の事情について安全保障理事会に、この決議の採択の日から4か月以内に報告することを要請する。

6. 事務総長に対し、その促進努力の支援において AUHIP と密接に活動するためにまた15日以内にまたその後2週間の間隔で、この決議に定める決定のスーダン、南スーダン並びに SPLM-北による遵守状況について安全保障理事会に通知するために、この決議と AUPSC の決定の履行に関してアフリカ連合と協議することを要請し、また全て又はいずれかの当事国が、この決議に定める決定を遵守しない場合には、必要に応じて憲章第41条の下での適切な追加措置を講じる安保理の意図を表明する。

7. 全ての当事者に対し、国際人道および国際人権法を含む、国際法の下での義務を遵守するために、女性および脆弱な集団に属する人々の人権を含む、人権を促進し且つ保護することを求め、また性的暴力を含む、当該法の重大な違反に責任を有する者の責任が問われるべきことを求める。

8. その職務権限を遂行する UNISFA の取組を賞賛し、部隊指揮官と部隊提供国の活動に対する安保理の深い感謝の意を表明し、また、この決議に定められる決定および2011年6月20日、6月29日並びに7月30日の各協定に定められた両国の公約の履行、のスーダンおよび南スーダンによる遵守の文脈において UNISFA の職務権限を評価する安保理の意図を表明する。

9. スーダンおよび南スーダン間の包括的、公正な且つ永続的平和を回復する重要性と必要性を強調する。

10. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。